

番 号	陳情第5号	所管局	健康福祉局
件 名	禁煙支援施策について		
<p>(健康部健康医療推進課)</p> <p>ご意見のとおり、喫煙と受動喫煙は、がん、循環器疾患、呼吸器疾患等に共通した主要なリスク要因であり、禁煙することによる健康改善効果についても明らかにされていることから、禁煙は、健康増進における改善策であると考えます。</p> <p>本市においても、各種の健（検）診時や妊娠届出時、乳幼児健診時等の保健指導、健康教育、健康相談などの保健事業の場で、禁煙の助言や情報提供を行っています。受動喫煙防止については、令和2年4月1日に健康増進法が全面施行されたことから、施設の管理権原者や喫煙者に対して、望まない受動喫煙の防止に向けた周知啓発を行っています。</p> <p>禁煙治療については、2006年から健康保険が適用されるようになり、喫煙本数や喫煙年数に関係なく、貼り薬や飲み薬を使って、ご自身で禁煙に取り組むよりもずっと楽に、そして確実に禁煙できるようになっています。平成29年に実施した「堺市健康づくりに関するアンケート調査」によると、喫煙者の約半数は、身近に禁煙治療が受けられる医療機関があることを知らない状況です。</p> <p>治療費の助成をする前に、まずは禁煙治療を理解し、利用していただく必要があると考え、堺市医師会の協力を得て、禁煙治療が可能な医療機関情報の提供等を行い、禁煙治療の周知に努めています。</p> <p>今後とも、禁煙に取り組む市民が増えるよう、新しく保険適用となったアプリの活用等も含め、より効果的な施策について研究していきますので、ご理解をお願いします。</p>			